

農業と福祉の力で静岡を元気に!

静岡県
農福連携
ガイドブック

SHIZUOKA NOUFUKURENKEI



令和3年3月

静岡県

- 目次 -

1. 農福連携の推進

- (1) 国の取組 P03-04
- (2) 静岡県の取組 ①-経緯
- (2) 静岡県の取組 ②-農福連携への展開 P05-06
 「農業者」と「障害のある人」の新しい出会い

2. 障害のある人の就労と福祉事業所

- (1) 主な障害 P07-08
- (2) 就労系福祉サービス事業所(福祉事業所)

3. 農福連携のパターン

- (1) 福祉事業所との連携型 P09-10
- (2) 直接雇用型
- (3) 福祉完結型

4. 農福連携を進める流れ

- 農福連携ワンストップ窓口 P11-12
 - (1) 直接雇用型
 - (2) 福祉事業所との連携型
 - (3) 福祉完結型
- コラム 特例子会社と農福連携 P13

5. 事例集

- (1) 直接雇用型 P14
- (2) 福祉事業所との連携型／(3) 福祉完結型 P15-16
- (4) その他の事例／農村地域における農福連携 P17-18

6. 農福連携実践ガイド

- (1) 作業の切り出しと作業依頼シートの作成 P19-21
 作業細分化と作業割当ての例
- (2) 慣行作業の見直し P22
- (3) 作業場所の整え方／(4) 作業道具や機械の改良／ P23-24
 (5) 職場環境・安全対策の見直し
- (6) 農作業受委託の留意点／ P25-26
 (7) 農作業受委託のためのチェックリスト
- コラム 農福連携はGAPの実践 P27
- 買って応援 農福連携 P28

7. 問合せ先一覧

- 問合せ先一覧 P29

1.

農福連携の推進

静岡県は、お茶やみかん、いちご、花きなどを始め、多彩な品目の農産物が生産されていますが、農業の現場では、担い手の高齢化による働き手不足が課題となっています。

農福連携は、障害のある人が農業分野で活躍することにより、農業の現場における貴重な働き手となることが期待できるとともに、福祉の視点からは働く場の確保や工賃の向上、社会参画の実現等が期待される重要な取組です。

しかしながら、農業者側は福祉の知識がなく、「障害のある人にどのような作業をお願いできるのか分からない」「受け入れるにあたってどのように環境整備をしたらいいのか分からない」といった意見が聞かれます。

また、福祉事業所などでは、スタッフを含め農業の知識や経験がないことから、農業の仕事へ一歩踏み出せずにいます。

農福連携を推進するためには、農業側、福祉側双方がお互いのことを知り、農福連携のメリットについて理解することから始める必要があります。この冊子は、福祉の基本的な情報や、農福連携を進める上での手順、留意点などの他、県内の事例を掲載しています。これから農福連携に取り組んでみようと考えている皆さんの一助になれば幸いです。

(1) 国の取組

「農福連携」とは、「農業」と「福祉」をつなぐ取組として、全国で様々な形で広がりを見せています。国は、令和元年6月に農福連携の一層の推進を図るため、「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめました。「農福連携等推進ビジョン」では、農業経営の発展と障害のある人がやりがいと生きがいをもって農業分野で活躍する場を作り出すことにより、農福連携の裾野を広げていく必要があるとして、「認知度の向上」「取組の促進」「取組の輪の拡大」の3つのアクションに取り組んでいくこととしています。

農福連携を推進するための「国」の3つのアクション

(「令和元年6月 農福連携等推進ビジョン(概要)資料1」より一部抜粋)

認知度の向上

定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示したり、優良事例を発信したりすることで、農福連携の認知度を向上させます。

取組の促進

ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築や、障害のある人が働きやすい環境の整備と専門人材の育成をすることにより取組を促進します。

取組の輪の拡大

各界関係者が参加するコンソーシアムの設置や優良事例の表彰などによる横展開を図ります。



(2) 静岡県の取組

① - 経緯

平成16年に開催された「浜名湖花博」では、ユニバーサルデザインの考え方から、園芸の持つ効用を生活の質の向上等に生かそうという「ユニバーサル園芸」の理念が、会場づくりに取り入れられました。

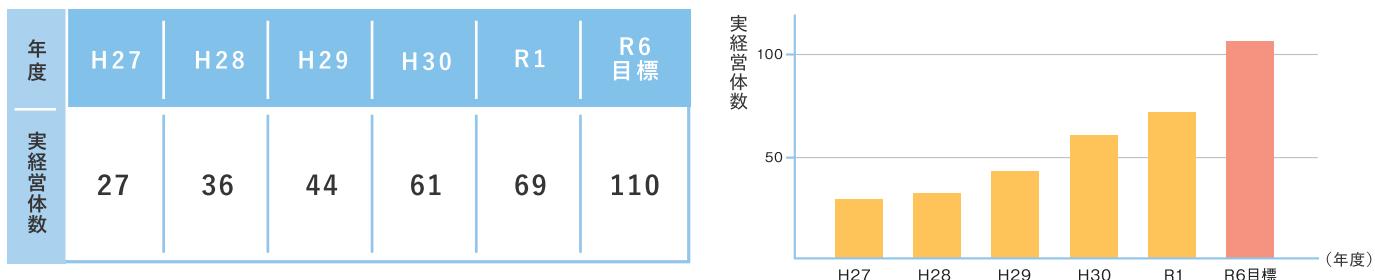
これを契機に、心身の機能回復や生きがいのある生活の確保、豊かな地域社会づくりを実現しようとする「ユニバーサル園芸」を推進するため、NPO法人しづおかユニバーサル園芸ネットワーク他と協働して、農業分野での障害のある人の就業・就労促進等に取り組んでいます。



これまでの取組実績

H16～21	特別支援学校生徒の実習受入、サポート派遣、市民農園実践講座
H22	障害のある人を受け入れる農業経営体での実態調査
H23	福祉分野と農業分野の連携に関する優良事例調査
	農業分野での障害のある人の就労に関する研修会の開催
H24	東部地域における障害のある人の農業分野での就労に関する研究会の開催
H25	企業や福祉施設などと農業経営体の連携促進のための交流会の開催
H26	ユニバーサル園芸の普及・啓発のための視察会の開催
H27	農業分野における障害者雇用等に関する研修会の開催
H28	中部地域の農業分野における障害者雇用等に関する研修会の開催
H29	東部地域の農業分野における障害者雇用等に関する事例調査及び研修会の開催
H30	農業分野における障害者雇用の推進事業、研修会の開催等

静岡県の農業経営体における障害のある人の受入状況



※NPO法人しづおかユニバーサル園芸ネットワーク

園芸活動（園芸、農業）を通じて、だれもが幸福の実現を図ろうとするユニバーサル園芸の啓発・普及・推進のために、人材育成、人材活用等を行い、すべての人の健康維持や生きがいのある生活確保、幸せで豊かな地域づくりを目指し、平成15年に組織化されました（平成18年、特定非営利活動法人に組織変更）。

環境、教育、農業、労務、福祉等の各分野の専門家が参加しています（京丸園株、（一社）ノーマポートなど）。

ユニバーサル園芸の普及・啓発、人材育成、職能教育及び雇用機会への支援、調査研究を実施しています。

② - 農福連携への展開

国の農福連携等推進ビジョンに呼応し、静岡県でも、福祉との連携による農業経営の改善・発展を目指して、これまでのユニバーサル園芸の取組をさらに強化することにより、農福連携の推進を図っています。

農福連携ワンストップ窓口の設置(令和2年6月)

- 農業者や福祉事業所が農福連携について相談できる窓口を設置しました。
- 農福連携コーディネーターが農業者と福祉事業所のマッチングを支援します。

お試しノウフクの実施(令和2年度～)

- 新たに農福連携に取り組む農業者に対して、試用期間の指導料を支払うことで、農業者の負担を軽減します。

農福連携技術支援者の育成・派遣(令和2年度～)

- 農作業を福祉事業所や障害のある人へ依頼するにあたって、作業分解や難易度評価、作業割当を指導・助言できる人材を育成します。

その他、農福連携に関する研修会や講演会の開催をとおして、多くの人々に農福連携の取組やそのメリットを知っていただくための普及促進事業を実施しています。

農村地域における農福連携

農村地域においても、農地の保全活動などを行う人の高齢化や人口減少により、労働力が足りない状況にあります。そこで県は、「農福連携ワンストップ窓口」において、農村地域の保全活動等と福祉との連携も一緒に図っています。

※農福連携ワンストップ窓口については、P11、29を参照



「農業者」と「障害のある人」の新しい出会い

農福連携は「農業における課題」「福祉(障害のある人)における課題」の双方の課題解決に役立つ取組です。「農業」と「福祉」がつながることで、様々なメリットが生まれることが期待できます。



2. 障害のある人の就労と福祉事業所

農福連携の初めの一歩は、障害のある人のことを理解することです。例えば、話すことは苦手だけれどコツコツと一つの作業をすることが得意だったり、足が不自由でも事務作業がスピーディーだったり、障害を抱える方には一人ひとりに特性=個性があるのです。



(1) 主な障害

身体障害

視覚障害、聴覚障害、音声・言語障害、肢体不自由、内部障害（内臓機能など）の5つに分類。先天的・後天的に音が聞こえにくかったり、歩行が難しかったりする人などを指します。

知的障害

記憶や知覚、判断といった知的機能の発達に遅れが見られ、社会生活への適応が難しい状態。身の回りのことを行うのに支障が少ない軽度から、介助が必要な最重度まで4段階に分かれます。

精神障害

さまざまな原因による精神疾患によって日常生活に制約がある状態。統合失調症やうつ病、躁うつ病といった気分障害、神経症、パニック障害、適応障害など多種多彩な症状が該当します。

発達障害

先天性の脳の機能障害が原因で、自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、吃音（症）などが幼少期のうちに起こります。個人差が大きいところが特徴です。

(2)就労系福祉サービス事業所(福祉事業所)

障害のある人は、企業等に雇用され、社会の中で自立して生活していくことが望まれます。しかしながら、雇用に結びつかない、もしくは雇用されても辞めてしまったなど、引き続き訓練が必要な方もいます。障害者自立支援法では、就労支援事業として、訓練等給付により、次のような支援(サービス)が提供されています。

	就労移行支援	就労継続支援A型 (A型事業所)	就労継続支援B型 (B型事業所)
対象者	就労を希望する65歳未満の障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者
利用者像	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい ●就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性にあった職場で働きたい ●障害福祉サービス事業所等を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している ●一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい ●障害福祉サービス事業所等を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった ●一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい ●障害福祉サービス事業所等を退所するが、50歳に達しており就労は困難
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労等への移行に向けて、障害福祉サービス事業所等内や企業における作業・実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●通所により、原則雇用契約に基づく就労の機会を提供 ●一般就労に必要な知識、能力が高まった者について支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス事業所等内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ●一般就労に向けた支援
備考		A型事業所の利用者は、事業所と雇用契約を締結しているため、利用者に対して最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。	B型事業所の利用者は、事業所と雇用契約を締結しているわけではありません。利用者は作業内容に応じて工賃を事業所から支給されます。障害のある人の自立した生活を考えると最低30,000円以上の工賃が望まれますが、現状では16,000円程度にとどまっています。

3. 農福連携のパターン

農福連携において、取り組まれている障害のある人の働き方には、主に以下の3パターンがあります。

1つ目は、福祉事業所に利用者として所属し、事業所内において、または外の企業等の環境で働くやり方です。これを「福祉的就労」といい、事業所の中で作業を行うやり方を「施設内就労」、外の企業等に通って働くやり方を「施設外就労」と言います。

2つ目は、農業者に直接雇用される働き方であり、障害のある人の「一般就労」や「障害者雇用」と呼ばれます。

3つ目は、福祉事業所が自ら農業を営むケースです。

(1) 福祉事業所との連携型

農業者が福祉事業所に、農作業や加工等を委託する

農業者から
委託される



福祉事業所

農地へ行き収穫作業や
出荷調製を行う



農業者

or

作業委託をし、
収穫物等を福祉事業所に運ぶ



農業者

運ばれてきた収穫物等を
出荷調製・加工し、納品する



福祉事業所

(2)

直接雇用型

農業者が障害のある人を雇用し、農業に従事してもらう

働く意欲がある
仕事を探している

障害のある人を雇用する

収穫作業や
出荷調製を行う



障害のある人



農業者



農業者

(3)

福祉完結型

福祉事業所が、自ら農業を行う

働く意欲がある

事業所が管理する
農地で農業を行う

収穫・加工・
出荷調製をする

出荷・販売



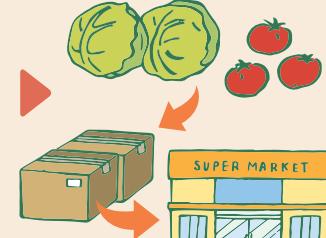
福祉事業所



事業所が管理する農地



事業所管理の加工施設



スーパー、直売所等

4. 農福連携を進める流れ

農福連携に取り組むにあたっては、これまでの農作業の一部を障害のある人に担ってもらうため、様々な準備が必要です。また、福祉関係、雇用関係など、農業以外の知識や人脈が必要になってきます。そのため、農福連携ワンストップ窓口では、農福連携コーディネーターや農福連携技術支援者などが支援する仕組みがあります。以下、パターン別に農福連携を進める流れを紹介します。



(1) 直接雇用型

農業者が、障害のある人を直接雇用するパターン



トライアル雇用助成金

概要	就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成する制度です。		
助成の内容	【精神障害者の場合】 <ul style="list-style-type: none">●助成期間：最長6ヶ月●助成額：雇入れから3ヶ月間→1人あたり月額最大8万円●助成額：雇入れから4ヶ月以降→1人あたり月額最大4万円	【上記以外の場合】 <ul style="list-style-type: none">●助成期間：最長3ヶ月●助成額：1人あたり月額最大4万円	※詳しくは静岡労働局にお問合せください

最低賃金の減額の特例許可制度

一般的の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。※詳しくは静岡労働局にお問合せください。

(2) 福祉事業所との連携型

農業者と福祉事業所が委託契約を締結するパターン



(3) 福祉完結型

福祉事業所が自ら農業を営むパターン

福祉事業所が自ら農業を営む場合、農業に関する知識やスキルが不足することが考えられます。農業に関する指導・助言を受けたい場合は、「農福連携ワンストップ窓口」にご相談ください。農業指導の専門家を派遣する事業を行っています。

特例子会社と農福連携

法定雇用率

障害者雇用促進法では、従業員45.5人以上の事業主に対して、常時雇用する従業員のうち、一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けています。具体的には、民間企業(農業法人やJAも含みます)は2.2%以上、国・地方自治体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%以上となります。この割合を「法定雇用率」と言います。

なお、法定雇用率を達成している民間企業は約半分にとどまっており、今後、一層の雇用拡大が求められます。

特例子会社制度の概要

特例子会社制度とは、親会社と子会社を一つの企業とみなし、障害のある人の法定雇用率2.2%を算定する制度です。特例子会社は、特別な配慮を行った上で、親会社に代わって障害のある人の雇用を進めます。

県内の特例子会社による農福連携の事例

伊藤忠テクノソリューションズ(株)の特例子会社「(株)ひなり」

- 本社(東京)で清掃などの業務を請け負っていましたが、新たな職域として農業分野に取り組むこととし、平成22年に浜松事業所を開設しました。
- 浜松近郊の8農業経営体(作目:トマト、ミニトマト、アスパラガス、ミカン、ブルーベリー等)と業務委託契約を結び、作業請負を行っています。
- 障害のある人(数人)とサポートマネージャーとでチームを組み、定植、収穫、除草、出荷調製等の作業を行なっています。
- 農業経営体にとって、必要な人手を必要な時期に安定的に得られ、雇用管理が行われているため作業への信頼が高く、また、雇用に係る事務処理の煩わしさがないなどのメリットがあります。
- 農業にとって人手不足の解消、福祉にとって就労機会の拡大、企業にとっては障害のある人に適した職域の確保という、三者の課題解決に結びつく、農福企業連携のモデルとなっています。

5. 事例集



(1) 直接雇用型

農業者が障害のある人を
雇用して農業経営を改善

農場名：京丸園株式会社
住所：浜松市南区鶴見町380-1
連絡先：053-425-4786
URL：<http://www.kyomaru.net>



農場の概要

芽ネギやチンゲンサイ、ミツバなどを栽培している農業法人。現在99人の従業員のうち24人が障害のあるスタッフ。経営理念は「笑顔創造」。農業を通じて笑顔を創出し、従業員、お客様の心と体の健康を応援する農園を目指している。同社が目指すユニバーサル農業の取組が高く評価され、2019年度農林水産祭「多角化経営部門」で天皇杯を受賞している。静岡県版GAPであるしづおか農林水産物認証、JGAP認証取得。

障害のある人が担う主な仕事内容

ミツバの下葉取り、ネギの定植作業や草取り、パネル・育苗箱の洗浄など

障害のある人が作業する際のポイント

京丸園(株)には「心耕部」という部署があり、老若男女、障害のある人・ない人がともに笑顔で働く農園づくりを目指している。心耕部は「心」を「耕す」部として、対人関係をさほど伴わない農業作業と、CL(森田療法・内観療法)の理論をうまく組み合わせたプログラムを作成し、障害のある人への支援を行っている。

※森田療法：症状、不安をあえて取り除こうとせず、「あるがまま」に受け入れ、同時に生活の上で必要なことを目的本位に実践していくことで、不安に対する「とらわれ」を克服していく。

※内観療法：内観とは、「自分の心の内側を観る」という意味で、自分の過去を振り返り自分が周囲の人や物にいかに生かされてきたのかの事実を詳細に思い起こし、新しい生き方を再構築する。

障害のある人を雇用して良かったこと

障害のある人を受け入れるようになり、助け合う気持ちやコミュニケーションが生まれ、職場の雰囲気が明るくなった。障害のある人が入ることにより、仕事を人に当てはめるのではなく、目の前にいる人がどうやったらできるようになるか作業のやり方を工夫したり、治具や機械化を考えたりするようになった。作業分解の視点が農業に加わり、作業を切り分けて誰もができる農業を目指すきっかけとなった。また、作業分解や環境整備などを進めることは、GAPの推進にも役立った。



(2) 福祉事業所との連携型

農業者が福祉事業所と連携し、
ブランドトマトを生産

農場名：ホットファーム株式会社

【アップルスター農場】

住所：浜松市西区志都呂2-12-19

連絡先：053-415-9071

URL：<http://www.hot-farm.net/>



農場の概要

施設栽培：トマト養液栽培

栽培面積：7,207m²

年間収量：100t

静岡県版GAPであるしづおか農林水産物認証取得。

障害のある人が担う主な仕事内容

- ① トマト苗の定植 ④ 誘引
- ② 脇芽かき ⑤ トマト選果
- ③ 下葉かき ⑥ トマトパッキング

障害のある人が作業する際のポイント

- ・1つの作業ごとに写真で作業手順をマニュアル化する。
- ・個々に作業能力が違うのでその人に合った作業を選択する。
- ・個々に作業のペースが違うのでその人に合った目標設定をする。



障害のある人を雇用して良かったこと

- ・農業は栽培の生育過程を楽しめ達成感がある。
- ・障害者同士が周りの目を気にすることなく一人で黙々と作業ができる
- ・障害者同士が作業内容を教えあうことで成長につながる。
- ・コミュニケーションが多く取れるようになる



(3) 福祉完結型

福祉事業所が水耕栽培で レタスを生産

農場名：社会福祉法人 ステップ・ワン ゆめ農（就労継続支援B型事業所）
住所：御殿場市竜字雁丸1773-1
連絡先：0550-82-0980（本部）・0550-70-9285（ゆめ農）
URL：gotemba-stepone.jimdofree.com
MAIL：daini-n@ai.tnc.ne.jp



農場の概要

2012年4月に創立。無農薬にこだわった、バナジウム水、ハウス栽培の安心・安全の「御殿場リーフレタス」を栽培。静岡県版GAPであるしづおか農林水產物認証取得。

障害のある人が担う主な仕事内容

出荷先のバーコードが印刷されたラベルを袋に貼る⇒視覚障害者担当
収穫、袋入れ、テープ貼り⇒収穫準備
播種、苗の定植作業、定植版の清掃



障害のある人が作業する際のポイント

- ・作業工程を理解させる
- ・それぞれの仕事内容のプロをつくる
- ・自信を持たせる
- ・視覚障害者が作業をする際に施設独自に製作した治具を活用



福祉事業所が自分たちで農業を始めて良かったこと

- ・御殿場の冬は寒く、雪も降るのでハウスで1年を通して野菜が作れる
- ・水耕をスタートさせ、農業をやりたい、という利用者さんが増えた
- ・静岡県版GAP認証を取得し地元スーパーや地域で販売される事により仕事に充実や喜びを感じている



(4) その他の事例

農業者が 福祉事業所を設立

茶農家が農福連携によりシイタケ栽培をするため就労支援施設を設立した事例です。

農場名：よしもとファーム（就労継続支援A型事業所）

住所：静岡市葵区足久保口組71-1

連絡先：054-296-9510

URL：<https://yoshimotofarmagata.wixsite.com/kinoko>



農場の概要

菌床生椎茸、茶を中心にダイコン、ブロッコリーなど全6品目を通年生産。障害のある人が種まき、草取りなどの管理、収穫、出荷などすべての作業に携わっている。2020年7月、ノウフクJASを取得。

※ノウフクJASとは、障害のある人の農作業を通じた社会参画や、担い手不足が深刻化する農業分野での働き手の確保につなげ、農福連携で生産された產品の社会的価値を認めたJAS

障害のある人が担う主な仕事内容

菌床シイタケの植菌、収穫、栽培管理、出荷（袋詰め、シール貼り）など
茶園、野菜畠の草取り施肥などの管理、収穫、出荷



障害のある人が作業する際のポイント

- ・利用者の障害を理解し、利用者に合った作業を見つけ作業する
- ・基本的には、いろいろなタイプの利用者がグループになり、助け合えるよう心掛ける
- ・一連の作業を具体化し、単純な作業を主体として組み合わせる
- ・利用者の気持ちが入るように、話かけたり関わりを持つ

福祉と連携して良かったこと

- | | |
|------------------------------------|--|
| ・後継者不足の業界であるが、
安定した定期的な作業が期待できる | ・労働力に余裕が出来、仕事の効率だけを見ないで、
リサイクルにも取り組める |
| ・利用者の働き場所を提供することが出来た | ・農業だけよりは、違った角度からも見てもらえて
周知度が上がったり、販売促進につながる |
| ・地域との繋がりをより深く出来た | |



農村地域における農福連携

農村地域においても、農地の保全活動などを行う人の高齢化や人口減少により、労働力が足りない状況にあります。そこで県は、「農福連携ワンストップ窓口」において、農村地域の保全活動等と福祉との連携も一緒に図っています。

地域名：伊豆月ヶ瀬梅の里
住所：伊豆市月ヶ瀬535-5
連絡先：0558-85-0480
URL：<http://tsukigase.net/>

農村地域の保全活動とは、以下のようなものがあります。

- 法面の草刈り作業、遊休農地の利活用
- 棚田の田植えや稻刈り、あぜ塗り
- 特產品、加工品の製造



地域の概要

伊豆半島のほぼ中央に位置し、農事組合法人伊豆月ヶ瀬梅組合が6.2haの広大な伊豆月ヶ瀬梅林の管理を行っている。梅まつりや梅狩りといったイベントの開催や梅を使った梅シロップ等の加工品を販売している。

障害のある人が担う主な仕事内容

梅の老木に付いた苔をブラシを使い、削り取る作業。

障害のある人が作業する際のポイント

個々に作業のペースが違うのでその人に合った目標設定をする。

福祉事業所と連携を始めて良かったこと

今まで手間と時間がかかるためなかなか行えなかった作業を依頼でき、労働力を確保できた。
やって見せた通りに作業をやってくれるので安心して任せられる。

6. 農福連携実践ガイド

(1) 作業の切り出しと作業依頼シートの作成

① 作業の「切り出し」 という考え方

障害のある人と共に働く際によく使われる方法の一つに、作業の「切り出し」があります。一連の作業を一つ一つ単純な作業に細かく分解し、作業の最小単位を作り、その中で障害のある人ができる作業を担ってもらいます。一連の作業を任せることは困難でも、作業を細かく切り出すことにより、担ってもらえる作業が見つかるかもしれません。



作業を細かく切り出し

② 細分化した作業の集約と 作業者への割り振り

切り出した一つ一つの作業はとても小さい作業でも、農場全体や地域で量を集め、組み合わせていくと、仕事として成り立つ量になります。農業者にとっては小さな作業でも、誰かに任せることができれば、農家はその時間を他の仕事に充てることができます。

障害のある人の中には、担当できる作業の幅は狭くても、一つのことについては非常に長けた人材がいます。その特性を引き出し、就労の中で発揮してもらうことも大切です。

また、環境・道具を工夫することで障害のある人の作業領域を拡大させることもできます。

③ 作業依頼シートとは

施設外就労の場合、請け負った作業について利用者(障害のある人)に対する必要な指導等は、施設外就労先の農業者ではなく、福祉事業所の職員が行います。そのため、農業者は福祉事業所の職員の方に、請負作業の内容を十分伝えることが必要です。

障害のある人に依頼したい各種農作業の内容等を記載した「作業依頼シート」を作成することにより、福祉事業所に対して農作業の内容等を正確の伝える際に有効になります。

また、作業依頼シートは、福祉事業所の職員が、その作業が障害のある人に適した作業か判断する材料にもなり、農作業と障害のある人のマッチングを的確に行うことにもつながります。

④ 作業依頼シートの作り方

作業の切り出しを行い、障害のある人への伝え方のポイントも一緒に考えます。作業依頼シートの作成にあたっては、農福連携コーディネーターや農福連携技術支援者、福祉事業所の職員などと相談しながら進めましょう。

また、福祉事業所が作業の請負を検討する際には、作業の条件や作業料金の提示も重要です。作業料金の設定は、例えば、健常者(時給800円)が1時間で1aの仕事ができる場合、10aの作業を8,000円で福祉事業所に委託する等、作業者に人数に関わらず、作業量に応じて決めます。※A型事業所の場合は、作業者に人数に応じて時給を支払います。





作業細分化と作業割当ての例

農場主	障害の軽い人	障害の重い人	健常者 社員	細分化した農作業の工程	
<input type="radio"/>				ロータリー	定植関連
<input type="radio"/>				施肥	
<input type="radio"/>				マルチ張り	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		プラグトレーを育苗ハウスから運び出す	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			プラグトレーからピンセットで苗をつまみ取る	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		マルチの上に苗を運ぶ 穴一つに苗一つ	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			土に穴をあけて苗を植える	
<input type="radio"/>				テーラーで雑草対策	
<input type="radio"/>				株元の草抜き	
<input type="radio"/>				防除	
<input type="radio"/>				包丁でレタスを切り取りひっくり返してマルチの上に並べる	収穫関連
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	収穫コンテナに8個から6個レタスを入れる	
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	トラック荷台にコンテナを運ぶ	
<input type="radio"/>				トラックを動かし冷蔵庫にレタスを入れる	
<input type="radio"/>				レタスを冷蔵庫から トラックに移動し福祉事業所に運ぶ	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉事業所でレタスを トラックから降ろす	集荷調製関連
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	レタスの切り口をタオルで拭く	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	コンテナからレタスを取り出し作業台に並べる	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	レタスをビニールで巻き、袋に入れる	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	袋にバーコードを貼る	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	袋の入口をセロハンテープで閉める	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	出荷かごに8個から6個レタスを入れる	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	出荷かごを仮置き場に6段で重ねていく	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	トラックが来たら、仮置き場から トラックに積み込む	

※上図において、「障害の軽い人」とは、器用な作業をこなせる障害特性を持つ人、「障害の重い人」とは、そうでない障害特性を持つ人を指します。

記入例

農作業依頼シート

依頼日 令和 2 年 7 月 8 日

■ 農業者 記入欄

作業依頼 内容	いちごハウスの清掃			
注文希望者名	静岡 太郎			
連絡先	住所	静岡市葵区追手町9-6		
	TEL	054-221-2689	FAX	054-273-1123
作業住所	静岡市○○○○○○			
作業環境	トイレ	(有)・無 (無の場合に利用できる場所:)		
希望期間、時間	期間	令和 2年9月8日 ~ 9月18日	時間	10時00分 ~ 15時00分
集合場所	静岡市○○○○○○			
必要なもの	軍手・ビニール袋・汚れてもよい服装・熱中症対策 その他 (靴は長靴が好ましい)			
希望支払報酬 ※ 後ほどご相談	面積ベース	(面積) 15a × (単価) 700 円 = 10,500 円		
	時間ベース	(時間) h × (単価) 円 = 円		
支払方法	現金 <input checked="" type="radio"/> 振込	領収書 (現金の場合)	(要) 不要	

■ コーディネーター 記入欄

部署名			担当名	○○○○○
TEL	054-251-3515		FAX	054-251-3516

■ 事業所 記入欄

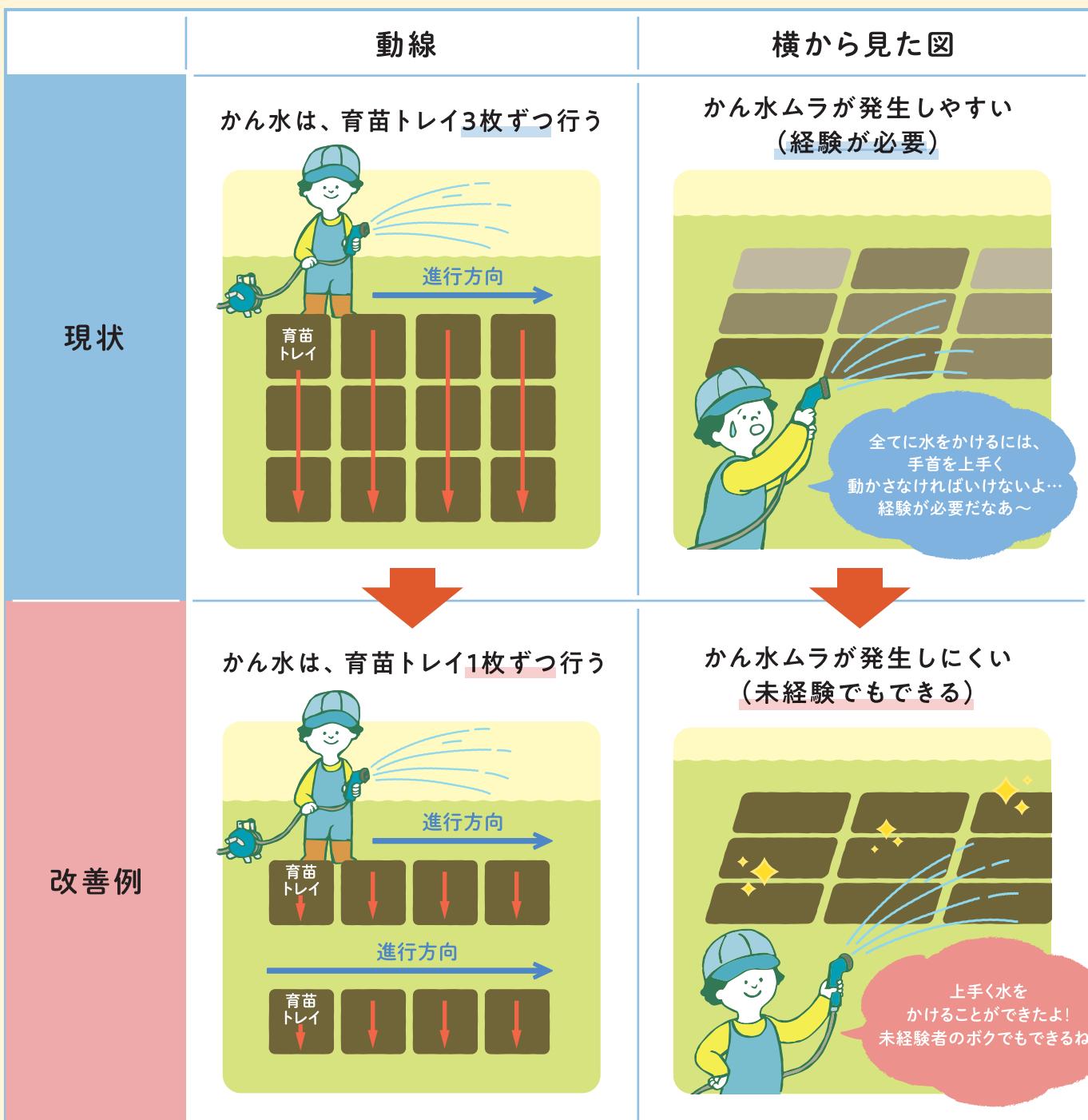
事業所施設名	○○事業所		担当名	○○○○○
連絡先	住所	〒		
	TEL	- - -	FAX	- - -
参加予定人数	スタッフ	1 名	利用者	5 名
報酬振込先	金融機関名	○○銀行	支店所名	○○支店
心配ごと等	作業現場に駐車スペースを確保できるか。			

(2)慣行作業の見直し

農業者が日頃行っている作業には、経験が必要と思われるものが多々ありますが、工夫次第では誰にでもできる作業になる場合もあります。農福連携に取り組むにあたって、受入側の農業者がそのような工夫を行ってみる姿勢がとても大切です。

下図では、「育苗トレイへのかん水作業」について、慣行作業の改善例について示します。この例を参考に、現在のやり方が誰にでもできるような作業になるよう、考えてみましょう。

例 育苗トレイへのかん水作業



(3) 作業場所の整え方

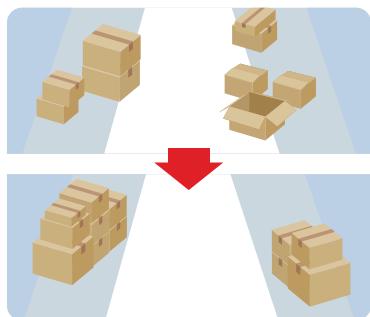
作業をする場所は、障害のある作業者に合わせて、身体的にできるだけ楽にできるように、作業に取り組みやすい環境を整えるための工夫が必要です。

作業に取り組みやすい環境とは、「複雑さやあいまいさを避けて、個々の作業を単純化して行えるようになる」ことです。一度に複数のことを処理する作業や、判断を伴う作業が難しい人もいるため、一つの事に集中できる環境を提供することが大切です。

そのためにできる農業者の工夫として、以下のようなことが挙げられます。

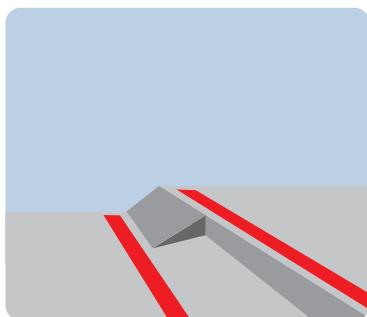
ア

作業場所は整理整頓をして
通路幅を広くし、
見通しよくする



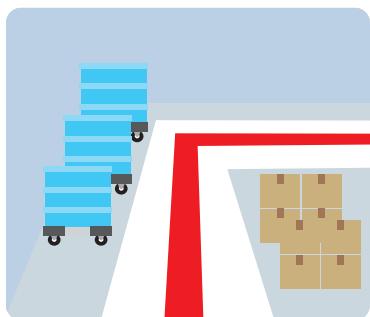
イ

段差がある場合には
段差のある部分を明確にする、
またはスロープにして
段差を解消する



ウ

作業動線を単純化して、
進路に迷わず目的の場所へ
効率的に移動できるようにする

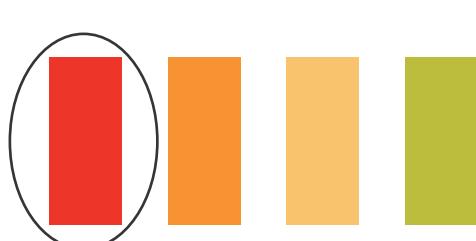


(4) 作業道具や機械の改良

補助具の開発や器具の使用方法の工夫、生産資材・包装資材等の改良などを行うことで、障害のある人に限らず、農作業に不慣れな方でも、ある程度効率良く作業をすることができるようになります。

例えば、色を識別する必要のある作業の場合、言葉で伝えるだけでは判断に迷う場合もあるため、色が比較できるようなカラーチャートを作成することで、格段に作業しやすくなります。

また、機械を使用するような場合には、作業スピードを通常より遅くしたり、操作ボタンやレバーを大きくしたりする等、少しの改良を加えることにより、誰でも使いやすくかつ安全性を高めることができます。



↑ この色のものを収穫しましょう



仕分け台を色分けし、作業しやすく

カラーチャートの例



収穫適期のブドウの長さとなる目安棒
長さの違いで色分け



は種の穴を均一な深さに
あけるための棒



出荷対象となる果軸の
長さの目安棒



重さを色で判別
できるように光る秤

(5) 職場環境・安全対策の見直し

① 職場の雰囲気づくり



障害のある方と一緒に働くときは、一緒に働く人たちの障害に対する理解が必要不可欠です。施設外就労であれば、職員のサポートがあるため比較的大きな問題になりにくいと考えられますが、障害特性を理解し、情報を共有しておくことは重要です。また、障害に関することは個人情報でもあることにも留意しましょう。

② 安全に仕事をするために

障害のある方が安全で健康に働くことが出来る環境を整えるということは、「誰にとっても安全で気持ちよく働ける環境を作る」ことにつながりますので、意識して取り組むようにしましょう。

例えば、夏場の炎天下での作業は、健常者でも辛いですが、それが当たり前と思わず、屋内や日陰でできる作業に変える方法も考えてみましょう。やり方を見直せば、作業効率が上がり、売上げの向上にもつながる場合もあるかもしれません。

また、就業時間については、施設外就労においても一人一人の障害や体調により個々の就業時間にばらつきがあったり、福祉施設からの送迎などの関係で、一般的な農業の就業時間の実態にそぐわない、といったこともあります。

これらの問題については、受け入れる側が意識を変えていくことで解決できます。福祉現場では、一つの仕事を一人が全てすることは稀で、一人一人が出来ることを組合わせて、一つの仕事が完了するようコーディネートしています。

③ 職場における安全対策と実践

大切なことは、働く人たちの意識、環境の整備、道具や機械の工夫等、多方面な取り組みです。農作業事故は本人の不注意だけでなく、作業場所やそれを取り巻く環境、使用機器、周囲の人々などを整えることで防げることもあります。

そこで、多方面から漏れなく対処を考えるために、「GAP(農業生産工程管理)に取り組む」ことは大変有効です。「GAP認証を受ける」にはそれなりの費用がかかりますが、「GAPに取り組む」ことは費用はかかりませんし、誰でも実施可能です。

また、取り組むことで、しっかりととした安全対策と実践ができるだけでなく、経営の見える化が図られることで、経営改善にもつながります。

JJAや農林事務所にGAP指導員資格を持った職員がおりますので、是非相談してみてください。

※GAPについてはP.27を参照



Q & A

(6) 農作業受委託の留意点

農業者



Q1 福祉事業所による農作業は、どのような形で行われますか？

A1 施設を利用する障害のある人（以下、「利用者」）と施設スタッフでチームを組んで作業を行います。
(利用者3~5名程度に施設スタッフ1名が同行します)。

**Q2 福祉事業所への作業委託では、
どのような農作業を依頼することができますか？**

A2 作業を切り分けることによって様々な作業が可能となります。農福連携ワンストップ窓口によるマッチングでは、農福連携コーディネーターが農業者の要望を伺いながら、対応できる施設とのマッチングや、作業内容の調整をさせていただきます。

Q3 土・日曜日、祝祭日でも作業をお願いできますか？

A3 福祉事業所が農作業の依頼に対応できるのは、
基本的に「平日の午前10時～12時、午後1時～3時」となります。

Q4 作業場所までの利用者の送迎や、昼食・休憩等の対応はどうするのですか？

A4 送迎・休憩等については同行している施設スタッフが対応します。
また、昼食や水分補給のための飲料については、施設側が持参します。

福祉事業所



Q1 福祉事業所のスタッフや障害のある人に農業経験がなくてもできますか？

A1 未経験者でも、農福連携技術支援者などがサポートするので、大丈夫です。不安な点があれば、農福連携ワンストップ窓口に相談してください。

Q2 作業時間はどうなりますか？

A2 利用者の通常の作業時間（平日の午前10時～12時、午後1時～3時）が目安となります。

Q3 利用者への説明・指示は、誰が行うのですか？

A3 作業場所には施設スタッフが同行し、利用者に対する作業内容の説明・指示を行います。

Q4 もし、作業中に事故・怪我等があった場合はどのように対応するのですか？

A4 施設スタッフの対応をお願いします。また、施設には保険加入をお勧めしています。

共通事項

Q1 作業料金や条件は決まっていますか？

A1 内容や習熟度により異なります。農家が作成する「作業依頼シート」に、作業料金や条件が書かれています。不明な点は、農福連携ワンストップ窓口にお問合せください。

(7) 農作業受委託のためのチェックリスト

\ チェック /

	項目	チェック内容	<input checked="" type="checkbox"/>
1	目 的	作業依頼する農業者と請け負う福祉事業所の目的について、 関係者で共有していますか。 農業者側：繁忙期の人での補充、継続依頼を見据えての試行依頼など 事業所側：就労訓練、農作業を体験など	<input type="checkbox"/>
2	作業内容の確認	作業内容について、 農業者と福祉事業所担当者で詳細に内容を確認しましたか。 ・福祉事業所担当者に実際に事業を体験してもらいましょう。	<input type="checkbox"/>
3	作業環境の確認	作業を行う環境が整っているか、 農業者と福祉事業所担当者で確認しましたか。 例：作業場所近辺の車の交通量は？ トイレ・休憩場所の有無は？ ゴム手袋、スコップなどの道具は揃っていますか？	<input type="checkbox"/>
4	作業者の情報	作業者の障害の種類や程度、体調等について共通していますか。	<input type="checkbox"/>
5	日程・時間	作業日程や1日の作業時間等をあらかじめ明確にしていますか。	<input type="checkbox"/>
6	工賃	工賃の金額を明確にしていますか。 例：ハウス1棟あたり○○円、1列あたり○○円 作業人数×○時間×○○円など	<input type="checkbox"/>
7	緊急時の対応	けがや病気時の緊急連絡先を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
8	農業者の家族・従業員への理解	作業委託の内容や作業者の状態等について、 家族や従業員等の関係者にあらかじめ周知を徹底しましたか。	<input type="checkbox"/>
9	持参するもの	作業者が持参するもの（飲み物、タオル等）について 事前に確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
10	書面での確認	取決め事項は全て書面（契約書など）で残していますか。	<input type="checkbox"/>
11	振り返り	隨時、振り返りの話し合いを行い、 改善に努め、より良い連携を図りましょう。	<input type="checkbox"/>

ギャップ

農福連携はGAPの実践

ここまで、「作業の分類・細分化」や「作業場所の整え方」等を説明してきましたが、これらは農福連携に限ったものではなく、農業経営の改善を進める取組である「GAP(農業生産工程管理)」の考え方と共通しているものです。

年齢・性別、経験、国際、障害の有無に関わらず、多くの人が参画できる農業を実現するため、農福連携を機にGAPの取組も考えてみましょう!

GAPとは

GAPは、「Good Agricultural Practice」の略で「農業生産工程管理」と訳され、農業生産工程でのムリ・ムダの解消や、農業生産におけるあらゆるリスクを管理することです。

取り組むことで期待される効果

- 1 農作業中の事故や、残留農薬、異物混入による事故等の発生リスクの低減
- 2 農場経営の改善(生産・管理の効率化、農業従事者の意識向上、人材育成)
- 3 GAPによる経営改善効果 ~GAPは日常的な取組~

整理整頓されている現場なら必要なものが探しやすく、安全に管理することができます。作業手順がルール化されていれば、誰もが同じ手順でムダなく作業ができます。もしもの事故が起きたときでも、事前に対応が準備されていればパニックにならず迅速に対処できます。

このように、日常的な取組がGAPです。一つ一つは難しいことではありませんが、それを継続して実施し、記録することが大切です。

しづおか農林水産物認証の取組

本県では、平成18年度から、県版GAPである「しづおか農林水産物認証」によりGAP推進を図っています。

食の情報館

検索



買って応援 農福連携



農福連携の取組で生産された農産物や、
障害のある人たちが心を込めて作った商品を
買って応援しましょう。



ノウフクJAS

「ノウフクJAS」は、障害のある人が主体的に携わって生産した農林水産物やこれらを原材料とした加工食品について、その生産方法や表示の基準を規格化したものです。

障害のある人が携わった食品の信頼性を向上させ「農福連携」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールになるものです。

ノウフクJAS 検索



ふじのくに福產品

障害のある人が福祉事業所等で作った製品である「授産品」について、本県では、より身近に感じられ広く親しまれるよう、「ふじのくに福產品」という愛称で呼んでいます。福祉が意味する公的扶助のみならず、作る人、買う人ともに「しあわせ」になるように、との思いが込められています。

また、ロゴマークの3つの丸には、「良い」「正しい」の意味を持つ漢字の「品」の字を表現しており、「3つの丸が支え合うことで、福產品がより良いものになるように」との願いが込められています。

ふじのくに福產品 検索

幸福（しあわせ）
産み出すこの一品



7.

問合せ先一覧

農福連携に関するお問合せは何でもこちらにお寄せください。

農福連携ワンストップ窓口

運営 : NPO法人才オールしづおかベストコミュニティ

住所 : 静岡市葵区吳服町2-1-5
(障害者働く幸せ創出センター内)

電話番号 : 054-251-3515

メールアドレス : info@all-shizuoka.or.jp

その他の農業に関する事は、最寄りの農林事務所にご相談ください。

農林事務所

機関名	住所	電話番号
賀茂農林事務所地域振興課	〒415-0016 下田市中531-1	0558-24-2079
東部農林事務所地域振興課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	055-920-2161
富士農林事務所生産振興課	〒416-0906 富士市本市場441-1	0545-65-2192
中部農林事務所地域振興課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9281
志太榛原農林事務所地域振興課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9224
中遠農林事務所地域振興課	〒438-8558 磐田市見付3599-4	0538-37-2283
西部農林事務所地域振興課	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1	053-458-7219
西部農林事務所天竜農林局 地域振興課	〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島559	053-926-2139
静岡県経済産業部農業局地域農業課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2689

農福連携に関する最新情報はこちら ►

